

## 平成26年度の資金不足比率について（公表）

南房総広域水道企業団

平成26年度決算により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく資金不足比率を算定したところ下記のとおりでしたので、財政健全化法第22条第1項の規定により公表します。

記

- **南房総広域水道企業団**（以下「企業団」という。）の「**資金不足比率**」については、平成26年度決算において資金不足が生じていないため、**該当ありません**。
- 資金不足比率については、平成27年6月24日に監査委員の審査に付し、その意見を付けて平成27年8月6日の企業団議会に報告しました。

### 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成26年度決算において企業団は、下表のとおり資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

### 平成26年度 南房総広域水道企業団 資金不足比率の状況

（単位：千円）

会計名	事業の規模 ①	資金不足額 ②	資金不足比率 ②/①	経営健全化 基準
水道用水供給事業会計	2,810,564	—	—	20%

(参考)

#### 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

#### ○資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額※

※解消可能資金不足額 … 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

#### ○事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額